

新潟県少年自然の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

#### 新潟県教育委員会規則第4号

新潟県少年自然の家管理規則の一部を改正する規則

**第1条** 新潟県少年自然の家管理規則（昭和48年新潟県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1章</b> （略）</p> <p><b>第1条</b> （略）</p> <p><b>第2章</b> 管理及び運営 （休所日）</p> <p><b>第2条</b> （略）</p> <p>(1) <u>年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、少年自然の家所長（以下「所長」という。）が必要と認めた日。</u></p> <p>（使用できる者の範囲）</p> <p><b>第3条</b> （略）</p> <p>(1) <u>幼児、児童、生徒及び学生</u></p> <p>(2) <u>青少年団体の団員</u></p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) <u>子ども会等青少年団体の指導者</u></p> <p>(5) <u>社会教育における青少年の指導者</u></p> <p>(6) <u>青少年の厚生、福祉、補導、教護等の従事者</u></p> <p>(7) <u>少年自然の家が主催する事業に参加する者</u></p> <p>(8) <u>前各号に掲げる者のほか、所長が適当と認めた者</u></p> <p>2 前項第1号から第6号及び第8号に掲げる者は、少年自然の家を使用するに当たり、責任者の明確な団体を構成し、団体として使用するものとする。</p> <p>3 <u>所長は、第1項に定める使用者の使用に支障がない限り、条例第2条に掲げる事業以外の目的に</u></p>	<p><b>第1章</b> （略）</p> <p><b>第1条</b> （略）</p> <p><b>第2章</b> 管理及び運営 （休所日）</p> <p><b>第2条</b> （略）</p> <p>(1) <u>国民の祝日</u></p> <p>(2) <u>年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）</u></p> <p>2 <u>前項の休所日は、少年自然の家所長（以下「所長」という。）が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。</u></p> <p>（使用できる者の範囲）</p> <p><b>第3条</b> （略）</p> <p>(1) <u>小学校児童、中学校生徒及び中等教育学校前期課程生徒</u></p> <p>(2) <u>少年団体の団員</u></p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) <u>子ども会等少年団体の指導者</u></p> <p>(5) <u>社会教育における少年の指導者</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げる者のほか、所長が適当と認めた者</u></p> <p>2 前項各号に掲げる者は、少年自然の家を使用するに当たり、責任者の明確な団体を構成し、団体として使用するものとする。</p>

使用する5人以上で構成される研修を行う団体についても、使用させることができる。

(使用の制限)

**第3条の2** 少年自然の家においては、次の行為を行ってはならない。

- (1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動
- (3) 専ら営利を目的とする活動
- (4) 暴力団及び暴力団員（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員をいう。）若しくはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者の活動

(使用の申込み)

**第4条** 条例第3条の規定により、少年自然の家の使用の許可を受けようとする者（以下「使用申込者」という。）は、使用しようとする日の30日前（日帰りにあつては15日前）までに別記第1号様式による使用申込書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。所長は、必要があると認めるときは、別に参考資料の提出を求めることができる。

**第5条** （略）

(使用料)

**第5条の2** 第3条第3項に該当する者が使用を許可されたときは条例第5条に定める使用料を前納しなければならない。ただし、所長は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

2 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、所長は、使用者の責めに帰することができない理由により少年自然の家を使用することができなくなったと認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

**第6条・第7条** （略）

(使用の停止及び許可の取消し)

**第8条** （略）

- (1)～(3) （略）
- (4) 使用の許可をされた内容と異なる使用をしたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、少年自然の家の設置目的に反するとき。

(使用の申込み)

**第4条** 条例第3条の規定により、少年自然の家の使用の許可を受けようとする者（以下「使用申込者」という。）は、使用しようとする日の30日前（日帰りにあつては15日前）までに別記第1号様式による使用申込書及び使用計画書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

**第5条** （略）

**第6条・第7条** （略）

(使用の停止及び許可の取消し)

**第8条** （略）

- (1)～(3) （略）
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、少年自然の家の設置目的に反するとき。

<p>(設備設置の承認、原状回復)</p> <p><b>第9条</b> 使用者は、使用目的を達成するために必要な設備を設置しようとするときは、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 使用者は、前項の規定による設備の使用を終わったときは、すみやかに当該設備を撤去し、原状に復さなければならない。第8条の規定による使用の停止又は許可の取消しを受けたときも同様とする。</p> <p>(損害の弁償)</p> <p><b>第10条</b> 使用者が少年自然の家の施設又は設備を損傷したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、所長が不可抗力によるものと認めるときは、この限りでない。</p> <p><b>第11条・第12条</b> (略)</p> <p><b>第3章・第4章</b> (略)</p>	<p>(設備設置の承認、原状回復)</p> <p><b>第9条</b> 使用者は、使用目的を達成するために必要な設備をするときは、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 使用者は、前項の規定による設備をした後、その使用を終わったときは、すみやかに当該設備を撤去し、原状に復さなければならない。</p> <p>(損害の弁償)</p> <p><b>第10条</b> 使用者が少年自然の家の施設を損傷したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、所長が不可抗力によるものと認めるときは、この限りでない。</p> <p><b>第11条・第12条</b> (略)</p> <p><b>第3章・第4章</b> (略)</p>
---	--

**第2条** 新潟県少年自然の家管理規則の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式を次のように改め、第1号様式(その2)は削除する。

第1号様式（第4条関係）

使 用 申 込 書

年 月 日

新潟県少年自然の家所長 様

〒・住所	
団体名	
団体代表者名	

下記のとおり施設の使用を申込みます。

記

担 当 者 連 絡 先	氏 名								勤務先	名称 (電話 - - )						
	電 話	自 宅								E-mail						
		携 帯								F A X						
使用目的																
使用希望日	(1)	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )							※所員記入欄 (カヌー実施) 月 日( ) 午前・午後							
	(2)	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )														
	(3)	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )														
	(4)	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )														
	(5)	年 月 日( ) ~ 年 月 日( )														
参 加 人 数	学年 性別	園児	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	引率	保護者	その他	小計	合計		
	男子															
	女子															
	合計															
宿 泊 方 法 必要部屋数 ※引率等含	館 内	( )泊	8人室 男子( )部屋 ・ 女子( )部屋 計( )部屋 その他													
	テント	( )泊	テントの種類(1)( )を( )張 テントの種類(2)( )を( )張 計( )張													
	その他															
利用施設 (利用日)	<input type="checkbox"/> 体育館 ( / ~ / ) <input type="checkbox"/> 多目的ホール ( / ~ / ) <input type="checkbox"/> 大研修室 ( / ~ / ) <input type="checkbox"/> 和室研修室 ( / ~ / ) <input type="checkbox"/> 中研修室 ( / ~ / ) <input type="checkbox"/> 活動室 ( / ~ / ) <input type="checkbox"/> 小研修室 ( / ~ / ) <input type="checkbox"/> まつかさのいえ研修室 ( / ~ / )															
実 施 活 動	カヌー体験	<input type="checkbox"/> 希望なし	<input type="checkbox"/> 希望あり	( )名 ※最大70名												
	野 外 炊 さん	<input type="checkbox"/> 希望なし	<input type="checkbox"/> 希望あり	実施日	朝食・昼食・夕食の別											
				( )日目												
	キャンプファイア キャンドルファイア	<input type="checkbox"/> 希望なし	<input type="checkbox"/> 希望あり	( )日目												
①キャンプファイア(雨天:キャンドルファイア) ②キャンプファイアのみ(雨天:中止) ③キャンドルファイアのみ																
そ の 他	<input type="checkbox"/> 希望なし	<input type="checkbox"/> 希望あり	(希望する活動)													
備 考																

※使用を許可された団体には、別に所長が定める「使用計画書」、「食事等申込書」等の書類の提出を依頼します。

様

新潟県少年自然の家所長

使 用 許 可 書

申込みのありました施設使用について下記のとおり許可します。

記

団 体 名			
使 用 期 間	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで ( 泊 日)		
宿 泊 態 様			
使 用 人 数	名		
使 用 料	宿 泊 室	のべ	人分 円
	体 育 館		日分 円
	多 目 的 ホ ー ル		日分 円
	大 研 修 室		日分 円
	中 研 修 室		日分 円
	小 研 修 室		日分 円
	和 室 研 修 室		日分 円
	活 動 室		日分 円
	まつかさのいえ研修室		日分 円
		合 計	
使 用 の 条 件			
備 考	貴団体のコース実施日は、年 月 日 ( ) の _____ です。		

※上記以外の施設使用に必要な事項は、別に所長が定める様式（使用計画書、食事等申込書等）により提出してください。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。